Ｑ&Ａ（加入者のみなさまへ）

「医療費通知」とは、加入者（被保険者・被扶養者）が医療機関に支払った医療費の額などについて、保険者（健保組合等）が加入者に通知するもので、当健保組合では「医療費のお知らせ」というタイトルで発行しています。

医療費通知 Q&A

Ｑ１　医療費通知は、何のために送るのですか。

Ａ１　医療費通知は、医療費の金額等をお知らせすることにより、加入者（被保険者・被扶養者）のみなさまに健康に対する意識を高めていただき、医療費の適正化に結びつけることを目的にしています。再発行はしませんので大切に保管してください。

Ｑ２　直接被保険者宛ではなく、一括して事業所に送付されるのはどうしてですか。

Ａ２　当健保組合では、直接被保険者宛に送付する方式に変更した場合には、莫大な郵送料がかかることから事業所経由での発送としています。

Ｑ３　受診したはずの医療機関の記載がありませんが、どうしてですか。

Ａ３　「医療費通知」は、対象期間に受け付けた診療報酬明細書（レセプト）等に基づいて、作成されています。下記の場合は医療費通知に記載していません。

- 医療機関から診療報酬の請求が遅れている場合
- 請求内容に疑義があり審査中の場合
- 医療機関に差し戻しをしている場合
- その他（交通事故等で第三者（保険会社等）が支払っている場合）

Ｑ４　記載されている医療機関に受診した覚えがありません。どうして記載されているのでしょうか。

Ａ４　コンタクトレンズ販売店における眼科や、「〇〇マタニティクリニックと表示されている〇〇産婦人科」というように、看板（通称名）と登録されている医療機関名が異なっている場合がありますので、ご確認をお願いします。

また、ここ数年新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の受診が増えています。新型コロナウイルス感染症に係る受診では自己負担が**発生する場合**と**発生しない場合**があり、発生しない場合でも医療費通知へ記載されていることがあります。

なお、公費負担のため自己負担されていない場合は**医療費控除の申請からは対象外**となります。

その他でお心当たりのない場合は、お手数ですが健保組合宛にご連絡をお願いします。

Ｑ５　記載されている自己負担額と、医療機関・整骨院（接骨院）の窓口で支払った自己負担額が違うが、どうしてですか。

Ａ５　「医療費通知」の自己負担額は円単位で計算していますが、医療機関・接骨院（整骨院）の窓口の自己負担額は１０円単位（１０円未満四捨五入）のため、相違する場合があります。

医療費通知に記載している金額は保険診療分のみです。保険診療の対象にならない費用を負担さ

れた場合はその分相違します。
また乳幼児医療等、地方自治体が実施する助成事業の場合で、健保組合へ助成金額の連絡がない場合等は、実際の支払金額と異なる表示となっていることがあります。

Q6　診療内容を教えて欲しい。
A6　診療内容については、医療機関の同意を得なければお答えすることができません。診療内容を確認されたい場合はお手数ですが医療機関にご確認いただきますようお願いいたします。

Q7　健保組合ホームページで医療費通知が発行されていることを知りましたが、手元にまだ届いていません。発送状況はどうなっていますか。
A7　健保組合では発行した医療費通知を各事業所へ納品しております。発送状況については所属されている各事業所にお問い合わせください。

Q8　確定申告で医療費控除を受ける際の添付書類として利用できますか。
A8　平成 29 年分の確定申告から、健保組合が発行する「医療費通知（原本）」が添付書類として利用できるようになりました。当健保組合が発行している医療費通知では医療費控除申告に活用するため必要な標準６項目（**①被保険者または被扶養者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の氏名。⑤被保険者または被扶養者が支払った医療費の額、⑥保険者の名称**）に対応しているためご使用いただけます。
再発行はしませんので大切に保管してください。
今回発行の医療費通知は、令和５年 10 月～令和６年９月受診分です。月遅れ請求分が記載されている場合があります（Q&A３参照）。令和６年１０月～１２月受診分は３月までの確定申告までには発行いたしませんので、この期間分を申告される場合は医療機関発行の領収書に基づいて「医療費控除の明細書（確定申告書類）」を作成して添付する必要があります。
医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。

Q9　配付された医療費通知を無くしてしまったので再発行をしたいのですが。
A9　前問の Q&A８でも記載しておりますが、再発行はいたしません。ご了承ください。

Q10　医療費通知を発行しないでほしいのですが。
A10　被保険者へは発行させていただきます。
しかし、家庭の事情等から被扶養者の医療費通知発行を希望されない場合は、年度毎に健保組合へご相談ください。

Q11　令和６年１０月～１２月受診分は発行できますか。
A11　Q&A８でも記載しておりますが、令和６年１０月～１２月受診分は今回発行いたしません。
令和６年１０月～１２月受診分については次回に発行します（令和８年１月発行予定）。